〇農林水産省告示第二千七百六号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、

- 3 2 採種を定めない。 その他の森林については、主伐に係る伐
- 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のは、当該立木の所在する市町村に係る市町主伐として伐採をすることができる立木 ものとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- の図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に 備え置いて縦覧に供する。) 〇農林水産省告示第二千七百五号 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、

立木の伐採の限度(次のとおりとする。

そ

の指定をする。 二十五条第一項の規定により、 |十五条第一項の規定により、次のように保安林森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第

平成二十五年十月二十三日

六一一の二 小井戸字光福一六一〇の一、一六一〇の二、 保安林の所在場所「栃木県芳賀郡茂木町大字」。 農林水産大臣「林」「芳正

指定の目的 土砂の流出の防備 指定施業要件

立木の伐採の方法

1

るූ 次の森林については、 主伐は、 択伐上

2 その他の森林については、主伐に係る伐 上二筆について次の図に示す部分に限る。) 字光福一六一〇の一・一六一〇の二(以

3 主伐として伐採をすることができる立木 Ιţ ものとする。 村森林整備計画で定める標準伐期齢以上の 当該立木の所在する市町村に係る市町

立木の伐採の限度の次のとおりとする。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。) の図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 (\longrightarrow)

採種を定めない。

そ

農林水産大臣 林 種苗法 (平成十年法律第八十三号)

第十三条第二項の規定に基づき、 平成二十五年十月二十三日 次のとおり公示する。 芳正

	Frag	Chrysa: x morif Ramat.	Chrysa x morii Ramat	出るの原票額	<u>z</u>
Rosa L.	Fragaria L.	Chrysanthemum x morifolium Ramat.	Chrysanthemum x morifolium Ramat.	出願品種の属す る農林水産植物 の種類	五年 月二三日
INTERJAMAR- O	みづき姫	ARASHI	DEKSIARA	出願品種の名称	- - - - - -
Interplant Roses B.V.	社会福祉法人斉信会 千葉県千葉市花見川区畑町591— 17	Fides B. V. Coldenhovelaan 6, 2678PS De Lier, The Netherlands	ジャパンアグリバイオ株式会社 静岡県浜松市中区板屋町110番地 の5	出願者の氏名又は名称及び 住所又は居所	
第25481号	第26490号 平成25年 8 月16日	第26568号 平成25年8月23日	第26432号 平成25年8月23日	品種登録出願の 番号及び取下げ 年月日	オーガエ
				⊕ 30 :	_

〇経済産業省告示第二百十五号

業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第百三十二条において準用する同規則第百十三条 において準用する同規則第百七条の規定に基づき、公示する。 に基づき、同法第五十七条の二第一項の登録調査機関として、 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第九十二条の五において準用する同法第七十条の規定 次の者の登録を更新したので、 電気事

経済産業大臣 茂木 敏充

路線名

平成二十五年十月二十三日

)	よ	
	企業組合大分電気	名
	気サー ビス	称
	企業組合大分電気サービス 大分県大分市上野丘一丁目六番十一	主たる事務所の所在地
	平成二十五年十月二十一	登録年月日

日

同

	_		_	
平成二十五年十月二十三日	号の事業者を次のように指定する。	中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第二条第五項第一号の規定に基づき、	○経済産業省告示第二百十六号	
_	ර්	十五年法律第	,	号
		百六十四号):		
		第二条		
经斉産業大臣		第五項第一号の5		
茂木		規定に関		
敏 充		基づき、		

5193 5192 5191 5190 ポーツ株式会社タケダス 株式会社ミヤスズ 株式会社太陽光機 株式会社ZKR 名 称 番地岩手県盛岡市永井十五地割七十 五番地千葉県銚子市三崎町三丁目二十 六十番地長崎県大村市富の原二丁目七百 之堂原二千八十八番九十九沖縄県国頭郡今帰仁村字諸志山 住 所 二十六年九月二十九日まで平成二十五年九月三十日から平成 二十六年九月十八日まで平成二十五年九月十九日から平成 十六年九月五日まで平成二十五年九月六日から平成二 二十六年八月十五日まで平成二十五年八月十六日から平成 とができる期間定中小企業者の認定を申請するこま中小企業者の認定を申請するこまである。

○特許庁告示第十号

の規定に基づき、次のとおり公示する。 務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号 き登録調査機関として登録した株式会社先進知財総合研究所から、登録調査機関の調査業務を行う事 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 (平成二年法律第三十号) 第三十七条の規定に基づ

特許庁長官 羽藤 秀雄

平成二十五年十月二十三日

東京都品川区上大崎三丁目3番1号		
(目黒支所)		
61番1 京都府京都市中京区車屋町通御池下る梅屋町3		
(関西支社)		
東京都港区芝四丁目4番10号		-
(本社)	FI	三十六号二十五
究 株式会社先進知財総合研究所	株式会社先進知財総合研究	第六、十五、二
変更後の調査業務を行う事務所の所在地	登録調査機関の名称	登録番号

〇国土交通省告示第千三十六号

号)第七条第二項の規定に基づき、告示する。 次のように高速自動車国道の供用を開始するので、 高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九

)縦覧に供する。 その関係図面は、 平成二十五年十月二十三日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般

国土交通大臣 太田 昭宏

吹田山口線山陽自動車道 平成二十五年十月二十三日 多町中字ふけ六九番まで神戸市北区八多町中字坂本山六一二番三から同市北区八 始 の X 間 供 用開始の期 日